



# 取締役の責任を巡る 最近の傾向

## ～任務懈怠責任における環境変化～

弁護士 山本憲光

近時の企業不祥事と相まって、取締役が任務懈怠責任を追及されるリスクが高まっている。  
企業としては、どのような対策を講じればよいのか、最近の傾向から検討する。

ここでは善管注意義務違反（任務懈怠）の責任を問われないようにする必要がある。  
これが「経営判断原則」である。  
取締役が、三種の主たる職務、  
・取締役会決議を通じた業務決定  
・業務担当取締役としての業務決定および業務執行  
・他の取締役・従業員に対する監視・監督  
を執行する場合には、いずれも、取締役として何らかの判断を行うことが求められるが、そのいずれにも、経営判断原則が適用される。ただし、この原則は無制限に適用されるものではない。まず、一定の事項については経営判断原則は適用されない。これが「経営判断原則の例外」である。  
次に、そのような例外ではない場合であっても、経営判断原則による保護を受けるためには、問題となっている取締役の判断内容が一定の要件を満たす必要がある。  
これが「経営判断原則の要件」である。これらについて説明すると、第一に、経営判断原則の例外は、法令違反と利益相反である。すなわち、取締役が、いかに会社の利益になると判断した事項であっても、それが法令に違反する場合には経営判断原則は適用されず、（法令違反自体による制裁はもちろぬ）会社に損害

はじめに

オリンピック、大王製紙の件に代表されるように、近時企業の不祥事が世間の耳目を集める例は後を絶たない。言うまでもなく、企業の不祥事は、取締役の会社や第三者に対する個人責任に直ちに波及し、会社による責任追及訴訟や、株主代表訴訟に発展することとなる。

このように、企業不祥事によって取締役の個人責任が頻繁に追及されるようになったのは、ちょうど今世紀に入った、ここ一〇年強くらいの趨勢であると言つてよい。そして、その背景には、一九九〇年代の、いわゆる「金融ビッグバン」と呼ばれた金融行政の転換と、それに伴う経済全体のグローバル化により、日本の企業に対する法規制の在り方が「事前規制型」から「事後規制型」に転換したことがある。

本稿では、このような長期的な趨勢の中で、取締役の任務懈怠責任を巡る環境に生じている変化について考えてみたい。

### 1 取締役の義務および 任務懈怠責任の基本構造

まずは、その前提として、取締役の義務および法的責任の構造を整理しておきたい。

取締役の職務は、会社から委任を受けたものであり、取締役は、委任者として要求される注意義務を尽くしてその職務を執行しなければならない。

これがいわゆる善管注意義務（会社法330条、民法64条）である。善管注意義務の内容は、一言で表せば「当該地位や立場にある者が社会通念として当然に要求される水準の注意を尽くすべき義務」である。このような善管注意義務を尽くしつつその職務を執行することが取締役の「任務」であり、職務執行において善管注意義務を尽くさなかった場合、すなわち任務を怠った場合（任務懈怠）には、その取締役は、それにより会社に生じた損

害を賠償する責任を負う（会社法423条1項）。これが任務懈怠責任である。

### 2 経営判断原則と その例外、適用要件

ところで、他人から事務処理を任されている受任者にとって最も重要なことは、委任事務を遂行する上で、委任者に損害を及ぼさないということであろう。すなわち、取締役の善管注意義務として最も重要なのは、職務執行において会社に損害を及ぼさないことである。

しかしながら、そもそも取締役会が決定し、取締役が執行する会社の業務は、収益を上げ、企業価値を向上させることにより、会社の所有者たる株主に利益を分配することを目的としているが、このような営利追求活動を行う上では、一定程度、失敗した場合には会社に多少なりとも損害が発生するかもしれないというリスクは不可避である。もし、このようなリスクを取る一切許されないとすれば、取締役は経営活動ができなくなってしまう。そのように、取締役の経営活動を萎縮させないためには、何らかの経営判断により会社に損害が生じてしまっても、その判断が必ずしも不合理でない場合、取締役の裁量を尊重し、それにつ



# 「事実上の取締役」の責任

## ～会社経営への関わり方～

(名古屋地裁平成22年5月14日判決などを踏まえて)

弁護士 佐々木好一



中堅・中小企業では、正式な取締役ではない者が経営に関与しているケースも少なくない。そうした「事実上の取締役」は損害賠償責任等を負うのか、判例から検証する。

はじめに

名古屋地方裁判所平成二二年五月一四日判決(以下「本判決」という)は、会社の取締役ではない者について、取締役が第三者に対して責任を負う旨の規定である会社法429条1項を類推適用して、損害賠償義務を認めた。

中小企業においては、創業者や親会社の役員など、当該会社の取締役ではないにもかかわらず、さまざまな方法で経営に関与し、また対外的にも取締役として行動する者がいることは少なからずあると思われる。

こういった場合、その者の関与によって損害を被った第三者としては、取締役ではなかったとの一言で責任を負わないと言われても納得できず、この者の責任を追及したいと考える。

この場合に会社法429条1項に基づいて損害賠償の請求を行うことも選択肢となるが、そこにはさまざまな問題がある。

本稿では、取締役ではない者について会社法429条1項が類推適用されるか、どのような場合に責任を負うことになるのか等について検討してみたい。

### ① なぜ会社法429条1項の類推適用が問題となるのか

会社法429条1項は、

役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

と規定する。なお、同様の規定は、旧商法にも存在した(旧商法266条の3第1項)。

条文の文言からすれば、取締役ではない者は、前記条項に基づき責任を負うことにはならないと考えられる。

しかしながら、経営事項を決定し、人事・財務を掌握するなどして会社を主宰している者によって損害を被った場合、その者の責任を問えないというのも公平を欠く。

そのため、こういった者について「事実上の取締役」であるととして会社法429条1項の類推適用による損害賠償請求が認められないかという議論が生じる。

### ② 裁判例

前記の点については、過去にも複数の裁判例が出されている。以下では、肯定例を①③、否定例を④⑦で説明する(なお、裁判例はもっぱら旧商法266条の3第1項の類推適用の可否が問題となったものであるが、会社法429条1項についても同様に考えることができよう)。

#### (1) 肯定例

以下のような事例において「事実上の取締役」としての責任を肯定した(なお「事実上の取締役」性が争われた対象会社を、以下「A社」とする)。

##### 裁判例①

【東京地判平成二年九月三日】

自ら費用を捻出し、知人の名義を借りて発起人や株主を集めてA社を設立し、経営に関する重要事項は自らが決め、従業員や役員も自己の経営していた他の会社から送り出すなどしていた被告について、「被告は登記簿上A社の取締役に当たらないものの、A社の実質的経営者(事実上の代表取締役)であったものというべき」

として、A社が事実上倒産したことにより売掛金の回収ができなくなり損害を被った原告に対する被告の損害賠償義務を肯定。

##### 裁判例②

【大阪地判平成四年一月二七日】

監査役ではあったものの、自らA社を設立し、オーナーを自称し、従業員らも社長と呼び、運転資金の調達など経理を統括し、従業員を採用を自身が決定するなどしていた被告について、「被告は、事実上の代表取締役として、A社の業務の運営・執行を行っていたと認められる。」として、A社が事実上倒産状態となり未払給与の支払いを受けられなかった原告に対する被告の損害賠償義務を肯定。

##### 裁判例③

【京都地判平成四年二月五日】

A社の創業者の相続人で、かつA社の親会社であるB社の代表取締役でもあり、B社をして、また自身において、A社のために担保を設定するなどしていた被告について、「被告の言動とA社の経営状況の浮沈との間には密接な対応関係がみられるのであって、同被告は、A社の経営と相当深い関係をもっており、事実上A社の業

務執行を継続的に行ない、A社を支配していたものであって、A社の事実上の取締役に当たるとして、A社が破産したことで受け取った手形が決済できなくなり損害を被った原告に対する被告の損害賠償義務を肯定。

#### (2) 否定例

他方、否定例として以下の事例がある。

##### 裁判例④

【東京地判昭和五五年一月二六日】

従業員から専務と呼ばれ、会社の事務に従事したことがある被告について、「取締役として登記されていない者で、『事実上の取締役』という立場にある者に対して商法266条の3に基づく責任を追及しうるかについては、疑問の存するところであるが、仮にこれを肯定する見解を採るとしても、ある者につき右「事実上の取締役」たる立場を肯認するためには、その者が、實際上、取締役と呼ばれることがあるのみでは足りず、会社の業務の運営、執行について、取締役に匹敵する権限を有し、これに準ずる活動をしていることを必